

地方税法第20条の2第1項及び中間市市税条例第18条の規定により、下記のとおり公示送達する。

令和8年9月15日

中間市長 福田 浩

記

1 公示送達を受ける人

梢 真吾

2 公示送達する書類

軽自動車税課税保留決定書

公示送達した書類は、中間市役所課税課に保管していますので受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

軽自動車税課税保留決定書 公示送達者一覧

	収納番号	名前
1	51144	梢 真吾